

平成29年議案第2号

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月15日提出

愛北広域事務組合

管理者 江南市長 澤田和延

提案理由

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからである。

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第9項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第10条第9項（第6号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第10条第9項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。